

様式第9号

指定管理者の選定結果（非公募用）

- 1 施設 の 名 称 静岡市女性会館
- 2 指定管理者の名称 特定非営利活動法人男女共同参画フォーラムしずおか
- 3 指 定 期 間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

4 選定の経緯

(1) 非公募

ア 非公募の理由

【該当項目】

市と緊密に連携し、政策と連動した事業を展開することが特に重要であることから、公募による募集が適当ではないと指定管理者選定委員会が認めた施設

【該当理由】

静岡市女性会館は、「女性を取り巻く諸問題に関する学習及び活動の振興を図るため」設置された施設であり、「学習・活動」「交流」「情報」「相談」という機能を有し、本市における「男女共同参画」の推進拠点である。

静岡市女性会館条例第2条に掲げる「講座、教室等の開設」「交流及び諸活動の指導及び助言」「図書、資料等の収集、整理及び利用」「相談」の実施には、ジェンダーの視点と本市の男女共同参画行政の課題への理解が必要不可欠であり、高い専門性が要求される。

このため、男女共同参画の実情に精通しているとともに、本市の政策課題について理解があり、平成19年度から同施設管理運営の実績のある「特定非営利活動法人男女共同参画フォーラムしずおか」に引き続き管理運営を行わせるものとする。

イ 募 集 期 間 令和3年10月20日～令和3年11月19日

ウ 募集対象団体 特定非営利活動法人男女共同参画フォーラムしずおか

(2) 審査方法

ア 審査の種類

(ア) 書 類 審 査 令和3年11月30日

(イ) プレゼンテーション 令和3年11月30日

イ 審査委員会

- 委員長 草分 裕美 (市民局次長)  
委員 鎌田 正代 (男女共同参画課長)  
〃 宮城島 清也 (生涯学習推進課長)  
〃 坂巻 静佳 (静岡県立大学国際関係学部准教授)  
〃 加藤 貴幸 (静岡県男女共同参画センター交流会議理事)

ウ 審査基準 (審査表)

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法 (審査方法)

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

- (ア) 名 称 特定非営利活動法人男女共同参画フォーラムしずおか  
(イ) 点 数 91.2点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)  
(ウ) 指定管理料提示額 101,310千円

イ 総 評 (選定の理由等)

- ・静岡市女性会館条例及び第3次静岡市男女共同参画行動計画を十分に理解し、女性を取り巻く諸問題の解決に向けて、ターゲットを明確にし、ジェンダー視点で創意工夫がされた事業計画が立てられており、市と緊密に連携し、政策と連動した事業を展開していると評価できる。
- ・過去3期の指定管理において十分な実績があり、直近の総合評価においても92.2点と高い評価を得ている。
- ・貸借対照表において債務超過なし、流動比率が100%を上回り、活動計算書で損失が出ておらず、財務諸表及び過去数年間における決算収支の状況が良好であると判断できる。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総務局長

委員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、  
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、経済局次長、  
農林水産部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和4年3月18日

(6) 指 定 令和4年3月18日

(7) 公 告 令和4年3月22日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市女性会館

基本項目	審査項目	比重①	評価②	点数①×②
【30点】 わしいものであること。 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	施設の運営方針は明確で十分な内容であるか。(5点)	× 1		
	施設の設置目的を十分に理解し、その目的を達成するための事業が事業計画に盛り込まれているか。(5点)	× 1		
	事業計画にあらゆる場への女性の参画促進に向けた事業が盛り込まれているか。(5点)	× 1		
	相談の事業計画は、複雑・困難な相談にも対応できる内容か。(5点)	× 1		
	新規利用者獲得のための方策が事業計画に盛り込まれているか。(5点)	× 1		
	男性、女性双方への支援や啓発などが事業計画に盛り込まれているか。(5点)	× 1		
	【所見欄】			
【30点】 管理を実現するものであること。 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。	市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。(5点)	× 1		
	市民ニーズの把握と施設運営への適切な反映策が示されているか。(5点)	× 1		
	市民サービスの向上、施設の利用促進のための適切な方策がされているか。(5点)	× 1		
	経費節減の適切な考え方とその具体的な方策が示されているか。(5点)	× 1		
	収支計画は妥当か。(5点)	× 1		
	複合施設である葵生涯学習センターとの連携が考慮されているか。(5点)	× 1		
【所見欄】				

【30点】 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。	当該施設の指定管理者としての実績は十分か。(10点)	× 2		
	定款等に定められた団体の業務内容が指定管理を行うのに適しているか。(5点)	× 1		
	資格等を必要とする職員を含め、必要な人員が確保されているか。(5点)	× 1		
	スタッフの指導育成、研修計画等が整備されているか。(5点)	× 1		
	事故、災害など緊急時における対策は適切か。(5点)	× 1		
	【所見欄】			
【10点】 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。	財務諸表等の状況は良好か。(5点)	× 1		
	過去数年間における決算収支(経常収支、実質収支)の状況は良好か。(5点)	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1  
 当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とすること。

満 点	最低基準 ( 70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】